

証券コード 3565
2023年4月10日
(電子提供措置の開始日2023年4月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田練堀町3番地
アセンテック株式会社
代表取締役社長 佐藤直浩

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ascentech.co.jp/ir/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※東証ウェブサイト上で招集ご通知を閲覧される場合、上記URLにアクセス後、次の手順にしたがって操作をお願いいたします。

1. コード「3565」で検索後、アセンテックの「基本情報」ボタンを押下
2. 「縦覧書類／PR情報」タブを押下
3. 「・[株主総会招集通知／株主総会資料]」の「情報を閲覧する場合はこちら」を押下

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年4月25日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月26日（水曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区神田練堀町3番地 富士ソフトアキバプラザ7階 EXルーム1
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第15期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面によって議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

当社第15期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までのお体の状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- ・議決権は書面でも行使することができますので、ご検討ください。

### 2. 当社の対応について

- ・取締役の一部が、ウェブ会議システムを利用して出席させていただく可能性があります。
- ・株主総会に出席する取締役及び運営係員は、マスクを着用してご対応させていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営係員がお声掛けをさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

### 3. ご来場される株主様へ

- ・株主総会会場におきましては、受付前に検温をさせていただく場合がございます。また、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。
- ・会場内では、席を空けてご着席をお願いする場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ascentech.co.jp/>) にてお知らせいたします。

以 上

# 事業報告

( 2022年2月1日から  
2023年1月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2022年2月1日～2023年1月31日）におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は穏やかに回復基調に向かっているものの、ハイペースでの円安の進行や世界的な半導体供給不足の継続、並びにロシア・ウクライナ情勢による経済・金融への新たな影響が懸念されており、先行きは不透明な状況にあります。

このような環境下で、在宅勤務・テレワークの導入及びサイバーセキュリティ対策の重要性の認識が広がったことにより、当社製品やソリューションに対する需要は引き続き堅調であったと考えております。

当事業年度においては、事業戦略の一つである「自社製品の開発と展開」において、新たに仮想プライベートLTEシステムと自社製品である「Resalio Lynx」との連携ソリューションである「Resalio Connect」の提供開始を発表いたしました。また、新たにVDIアクセス、Web会議アクセス、SaaSアクセス、リモートPCアクセスの4つのセキュアアクセスをシームレスに実行できるハイパーシンクライアント「Resalio Lynx700v2.4」を発表いたしました。

二番目の事業戦略である「ストックビジネス（継続収入）の拡大」においては、リモートPCアレイなどの自営保守サービスや、プロフェッショナルサービスに加え、仮想デスクトップのサブスクリプションサービスなどの積み上げができ、ストックビジネス（継続収入）の売上が拡大を続けました。当事業年度の売上ベースでは1,188,627千円（前年同期比34.2%増）となりました。また、新規受注ベースでも1,264,675千円（前年同期比39.9%増）となり、今後の売上、利益に寄与してまいります。

当事業年度の売上高は、自社製品である「リモートPCアレイ」は、金融機関や自治体での導入が増加したものの、仮想デスクトップ用のシンクライアント端末などの販売が減少したため、減収となりました。

利益面におきましては、自社製品である「Resalio Lynx」や「リモートPCアレイ」が寄与し、「ストックビジネス（継続収入）の拡大」は続いているものの、全体としては急激な円安等によるコスト増の影響もあり、減益となりました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高6,315,319千円（前期比2.6%減）、営業利益603,453千円（前期比14.8%減）、経常利益617,663千円（前期比13.5%減）、当期純利益439,839千円（前期比11.4%減）となりました。

なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資は、工具、器具及び備品、ソフトウェアなど総額112,554千円となっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第12期<br>(2020年1月期) | 第13期<br>(2021年1月期) | 第14期<br>(2022年1月期) | 第15期<br>(当事業年度)<br>(2023年1月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)        | 5,932,856          | 5,982,634          | 6,484,033          | 6,315,319                     |
| 経常利益(千円)       | 451,367            | 631,942            | 714,433            | 617,663                       |
| 当期純利益(千円)      | 325,705            | 422,369            | 496,694            | 439,839                       |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 24.25              | 31.21              | 36.93              | 32.90                         |
| 総資産(千円)        | 2,768,214          | 3,511,067          | 3,576,502          | 3,897,415                     |
| 純資産(千円)        | 1,704,346          | 2,099,550          | 2,351,026          | 2,639,473                     |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 125.59             | 154.71             | 175.05             | 198.52                        |

(注) 1. 当社は、2020年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2020年1月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期に係る数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の更なる成長に向けた対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

##### ① 自社製品拡大に向けた研究開発

当社は仮想デスクトップシステムのスペシャリスト集団として、既存製品では吸収できない仮想デスクトップに関わるお客様のご要望にこたえるため、常に自社製品の開発を進めております。

引き続き、高い技術力を持った人材の育成と最新テクノロジーの追求、またセキュリティ技術の研究を進めて、新たな自社製品の開発と既存自社製品の改良に取り組み、自社製品の拡販を図ってまいります。

直近では、新たな自社製品として、一つのサービスで、エンドポイントセキュリティ、アイデンティティ管理、SaaS管理を提供し、SaaS利用における全てのセキュリティ課題を解決できる純国産SaaSセキュリティプラットフォーム「ブレイクアウト」を発表しております。

##### ② 継続収入ビジネスの拡大

当社は安定的な収益基盤を一層強固なものにするため、継続収入ビジネスの拡大に取り組んでおります。

具体的な施策として、サブスクリプションサービス「Resalio Lynx」の拡販、自営保守ラインナップの拡充、プレミアムサポート&サービスの拡大そして、Citrixのサービスプロバイダー向け製品の拡販に取り組み、継続収入ビジネスの拡大を図ってまいります。

さらに、お客様のIT環境がクラウドへと急速に移行が進む中、当社はこうした環境変化に伴うお客様ニーズに対応し、新たな事業として「クラウドサービス関連事業」を拡充し開始しました。

クラウドサービス関連事業は次の2つで構成します。

- a SaaSセキュリティ
- b SaaSバックアップ

また、SaaSアプリケーション事業展開も企図し、トータルSaaSビジネスを推進してまいります。

##### ③ 事業拡大に向けた戦略的投資

当社が更なる成長を遂げるためには、テクノロジーパートナーと販売パートナーとのアライアンスが必要であると考え、パートナーとの資本・業務提携等、戦略的投資を実行して、事業拡大を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容** (2023年1月31日現在)

当社の主な事業は、ITインフラ事業であります。

[ITインフラ事業]

当社の事業セグメントは、単一のITインフラ事業であります。ITインフラ事業は、仮想デスクトップ事業、クラウドインフラ事業、クラウドサービス事業の3つの事業領域で構成しております。

(6) **主要な事業所** (2023年1月31日現在)

|   |   |         |        |
|---|---|---------|--------|
| 本 | 社 | 東京都千代田区 |        |
| 事 | 業 | 所       | 東京都台東区 |

(7) **使用人の状況** (2023年1月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 90名  | 6名増       | 39.9歳 | 6.6年   |

(8) **主要な借入先の状況** (2023年1月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,768,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,536,800株
- (3) 株主数 5,913名
- (4) 大株主

| 株主名                      | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|--------------------------|-----------|----------|
| 永森 信一                    | 3,281,600 | 24.74    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,754,100 | 13.22    |
| 佐藤 直浩                    | 1,513,200 | 11.41    |
| 松浦 崇                     | 773,800   | 5.83     |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)      | 300,500   | 2.27     |
| 株式会社ネットワークド              | 300,000   | 2.26     |
| 野村信託銀行株式会社 (投信口)         | 297,000   | 2.24     |
| 野村証券株式会社                 | 190,488   | 1.44     |
| 田代 康光                    | 100,000   | 0.75     |
| 株式会社ニーズウェル               | 68,400    | 0.52     |

- (注) 1. 上記上位10名の株主の持株数は、2023年1月31日現在の株主名簿上の持株数であります。  
2. 持株比率は自己株式 (271,172株) を控除して計算しております。

(5) **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

当社は、2022年4月26日開催の第15期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。この決議に基づき、2022年5月18日の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議しております。

なお、当事業年度中に当社の取締役に対し、職務執行の対価として交付した譲渡制限付株式の数は以下の通りです。

| 区                    | 分 | 株 | 式 | 数      | 交 | 付 | 対 | 象 | 者 | 数  |
|----------------------|---|---|---|--------|---|---|---|---|---|----|
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） |   |   |   | 2,200株 |   |   |   |   |   | 2名 |

(6) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     |                     |                                            |
|------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------------------|
|                        |                     |                     | 第 8 回 新 株 予 約 権                            |
| 発 行 決 議 日              |                     |                     | 2018年3月13日                                 |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     |                     | 240個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     |                     | 普通株式 96,000株<br>(新株予約権1個につき400株)           |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     |                     | 新株予約権1個当たり 4,800円<br>(1株当たり 12円)           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     |                     | 新株予約権1個当たり 289,200円<br>(1株当たり 723円)        |
| 権 利 行 使 期 間            |                     |                     | 2019年5月1日から<br>2025年3月28日まで                |
| 行 使 の 条 件              |                     |                     | (注) 2                                      |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(監査等委員を除く) | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 80個<br>目的となる株式数 32,000株<br>保有者数 2名 |
|                        |                     | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 80個<br>目的となる株式数 32,000株<br>保有者数 2名 |
|                        | 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 ) |                     | 新株予約権の数 80個<br>目的となる株式数 32,000株<br>保有者数 2名 |

(注) 1. 2019年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2020年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

2. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当社ののれん償却前営業利益が、下記(a)乃至(c)に掲げる条件のいずれかを充たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を限度として、当該のれん償却前営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
  - (a) 2019年1月期乃至2021年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が500百万円を超過した場合： 20%
  - (b) 2019年1月期乃至2022年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が600百万円を超過した場合： 50%
  - (c) 2019年1月期乃至2023年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が700百万円を超過した場合： 100%なお、上記におけるのれん償却前営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益に、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合、連結キャッシュ・フロー計算書）におけるのれん償却額を加算して、のれん償却前営業利益を算出するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2023年1月31日現在)

| 会社における<br>地 位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                               |
|--------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長            | 佐藤直浩      |                                                       |
| 取締役副社長             | 松浦 崇      | 第一技術本部長                                               |
| 取 締 役              | 萬 歳 浩 一 郎 | 栄進商事株式会社 取締役<br>株式会社システム・ビット 取締役<br>株式会社アイサット 代表取締役社長 |
| 取 締 役              | 高 谷 英 一   | ニューグラス株式会社 代表取締役社長                                    |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 松 田 英 典   |                                                       |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 山 本 勲     |                                                       |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 吉 井 清     | 吉井公認会計士事務所 所長<br>コムテック株式会社 監査役                        |

- (注) 1. 取締役萬歳浩一郎、高谷英一の両氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役松田英典、山本勲、吉井清の各氏は、社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松田英典氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役高谷英一並びに監査等委員である取締役松田英典、山本勲、吉井清の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員吉井清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における委縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。その契約の概要等は以下の通りです。

#### ① 被保険者の範囲

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役

#### ② 保険契約の内容の概要

##### (イ) 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

##### (ロ) 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                         | 支給人数(名)  | 報酬等の種類別の総額<br>(千円) |                 |              | 計<br>(千円)          |
|-----------------------------|----------|--------------------|-----------------|--------------|--------------------|
|                             |          | 基本<br>報酬           | 業績連<br>動報酬<br>等 | 非金銭<br>報酬等   |                    |
| 取締役（監査等委員を除く。）<br>（うち社外取締役） | 4<br>(2) | 38,178<br>(3,450)  | —               | 1,260<br>(—) | 39,438<br>(3,450)  |
| 監査等委員である取締役<br>（うち社外取締役）    | 3<br>(3) | 6,600<br>(6,600)   | —               | —            | 6,600<br>(6,600)   |
| 合 計<br>（うち社外役員）             | 7<br>(5) | 44,778<br>(10,050) | —               | 1,260<br>(—) | 46,038<br>(10,050) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年4月22日開催の第12期定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役分を年額30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名（うち社外取締役2名）であります。また、取締役の報酬限度額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、2022年4月26日開催の第14期定時株主総会において、年額20百万円以内（年30,000株以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は2名であります。
3. 当社は、役員の退職給付に充てるため確定拠出年金制度及び前払退職金制度を選択制にて導入しております。当社の確定拠出制度への要拠出額はありますが、前払退職金制度の支給額は120千円であります。上記の報酬等の額には、前払退職金制度の支給額も含めております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年4月22日開催の第12期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

##### ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

##### ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

### ①基本方針

当社は取締役会において、役員個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬等及び非金銭報酬等で構成しております。

なお、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみ支払うこととしております。

基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績への貢献度合い、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して、決定しております。

業績連動報酬等については、重要な経営指標である経常利益の期初予算に対する達成状況等から取締役への業績賞与の支給有無及び支給額を決定しております。

非金銭報酬等は、中長期の会社の価値及び株価の向上並びに株主視点を重視した経営を意図して譲渡制限付株式の付与により支給することとし、役位、職責、当社の業績への貢献度合い、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して、決定しております。

### ②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動として、各役員個別の報酬等は役位、職責、当社の業績への貢献度合い、従業員給与の水準を考慮し、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会において、社外取締役と協議した後、代表取締役社長佐藤直浩氏に一任することを決議した上で決定しております。個人別の報酬決定を代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

### ③当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役と協議した後、代表取締役社長に一任することを決議した上で決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査等委員の報酬は、株主総会の決議により定められた監査等委員の報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

2021年12月に指名・報酬諮問委員会を設置したことから、今後の取締役の個人別の報酬等の内容の決定においては、指名・報酬諮問委員会からの答申内容に基づき、取締役会において審議した後、代表取締役社長に一任することを決議した上で決定してまいります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役萬歳浩一郎氏は、栄進商事株式会社の取締役、株式会社システム・ビットの取締役及び株式会社アイサットの代表取締役社長であります。栄進商事株式会社、株式会社システム・ビット及び株式会社アイサットと当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高谷英一氏は、ニューグラス株式会社の代表取締役社長であります。ニューグラス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）吉井清氏は、吉井公認会計士事務所の所長及びコムテック株式会社の監査役であります。吉井公認会計士事務所及びコムテック株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要

|                |           | 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役            | 萬 歳 浩 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。金融業界での広い見識と経験や、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、助言・提言を期待され選出されております。取締役会において、独立した客観的な立場から適宜質問を行い、助言・提言を行っております。                                                                                     |
| 取締役            | 高 谷 英 一   | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を有し、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、助言・提言を期待され選出されております。取締役会において、独立した客観的な立場から適宜質問を行い、助言・提言を行っております。                                                                                         |
| 取締役<br>(監査等委員) | 松 田 英 典   | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席しました。IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を期待され、選出されております。取締役会において、独立した客観的な立場から適宜質問を行い、助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 山 本 勲     | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席しました。IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を期待され、選出されております。取締役会において、独立した客観的な立場から適宜質問を行い、助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

|                      | 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) 吉 井 清 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち、14回に出席しました。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のうち、13回に出席しました。公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識と豊富な監査経験を有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を期待され、選出されております。取締役会において、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地や豊富な監査経験から当社の経営全般について活発に発言を行っております。また、監査等委員会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 21,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役及び使用人は行動規範に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務執行にあたり、法令・定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとし、コンプライアンス体制の維持・構築については、代表取締役を責任者とする「内部監査委員会」を設置し、内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役に報告するものとし、

(ロ) 取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づいて、取締役及び使用人がコンプライアンスの意識を高めるための社内教育、研修を定期的に行うものとし、また、内部監査担当者は、コンプライアンス委員会の活動状況を定期的に監査するものとし、

(ハ) 法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築するものとし、

(ニ) 取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名および報酬の決定に係る透明性と客観性を高めるものとし、

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役は、その職務の執行に係る情報を、文書保存管理規程等に基づき、担当職務に従い適切に保存・管理します。

(ロ) 必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、閲覧可能な状態を維持します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 危機管理体制については、リスク管理を統括する組織として取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置します。また、リスク管理委員会は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、さらにリスク管理委員会は定期的に取り締役に對してリスク管理に関する事項を報告するものとし、

(ロ) 内部監査委員会はリスク管理委員会の活動状況を定期的に監査するものとし、

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務担当取締役に業務の執行を行わせます。代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項について、職務権限規程等に定める手続により必要な決定を行います。これらの規程は、法令の改廃に伴う変更や職務執行の効率化を図る必要がある場合は、随時見直します。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
(イ) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。  
(ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、補助すべき使用人が兼任で監査等委員会補助業務を担う場合には、監査等委員会の指揮命令に関し、取締役以下補助すべき使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととします。  
(ハ) 補助すべき使用人の人事に関しては、事前に監査等委員会と協議し、同意を得ます。
- ⑥ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制  
(イ) 取締役は、取締役会等を通じて、監査等委員会に対して重要な報告及び情報提供を行う体制を整備します。  
(ロ) 取締役は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員は、取締役会及びその他重要な経営会議に出席し、意見を表明します。監査等委員は、代表取締役と定期的に会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ります。また、監査等委員会は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとし、ます。
- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利益な処遇は行わない。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(イ) 監査等委員の職務の執行について生ずる年間費用については一定の予算を定める。

(ロ) 監査等委員より当該費用の請求を受けたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき当該費用及び債務を適切に処理する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係を一切持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役及び使用人に周知徹底します。

また、顧問弁護士、警察等の外部の専門家とも連携し、体制を整備し、組織全体で毅然とした対応をします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①コンプライアンス体制について

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。取締役副社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、研修等必要な諸活動を推進、管理しております。

### ②リスク管理について

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。取締役副社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

### ③取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役7名により構成されており、月1回定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を多面的に監督・監視し、当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。

### ④監査等委員の職務の執行について

当社の監査等委員会は3名で構成されており、うち3名が社外取締役、社外取締役のうち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員会は原則として、月1回開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか内部監査担当者や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。

また、各監査等委員は、監査等委員会で策定された監査等委員会規程及び監査計画に基づき、取締役会及び経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び各部門にヒアリングを行い、経営に対して適正な監視を行うこととしております。さらに、内部監査人及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

# 貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|-----------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)       |           |
| 流動資産      | 3,275,579 | 流動負債         | 1,227,186 |
| 現金及び預金    | 1,548,518 | 買掛金          | 344,326   |
| 売掛金       | 1,028,306 | 未払金          | 20,509    |
| 商品        | 523,096   | 未払費用         | 886       |
| 仕掛品       | 10,706    | 未払法人税等       | 80,552    |
| 前渡金       | 126,652   | 契約負債         | 738,804   |
| 前払費用      | 26,574    | 預り金          | 1,053     |
| その他       | 11,725    | 前受収益         | 448       |
| 固定資産      | 621,835   | その他          | 40,603    |
| 有形固定資産    | 58,830    | 固定負債         | 30,755    |
| 建物        | 18,525    | その他          | 30,755    |
| 工具、器具及び備品 | 40,305    | 負債合計         | 1,257,941 |
| 無形固定資産    | 110,978   | (純資産の部)      |           |
| ソフトウェア    | 103,724   | 株主資本         | 2,612,413 |
| その他       | 7,254     | 資本金          | 235,653   |
| 投資その他の資産  | 452,027   | 資本剰余金        | 250,038   |
| 投資有価証券    | 326,843   | 資本準備金        | 222,653   |
| 破産更生債権等   | 9,720     | その他資本剰余金     | 27,384    |
| 長期前払費用    | 21,569    | 利益剰余金        | 2,373,553 |
| 保険積立金     | 37,891    | その他利益剰余金     | 2,373,553 |
| 繰延税金資産    | 24,400    | 繰越利益剰余金      | 2,373,553 |
| その他       | 41,323    | 自己株式         | △246,831  |
| 貸倒引当金     | △9,720    | 評価・換算差額等     | 21,208    |
| 資産合計      | 3,897,415 | その他有価証券評価差額金 | 24,242    |
|           |           | 繰延ヘッジ損益      | △3,033    |
|           |           | 新株予約権        | 5,851     |
|           |           | 純資産合計        | 2,639,473 |
|           |           | 負債・純資産合計     | 3,897,415 |

## 損 益 計 算 書

( 2022年 2 月 1 日から  
2023年 1 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 6,315,319 |
| 売 上 原 価                 | 5,155,412 |
| 売 上 総 利 益               | 1,159,906 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 556,453   |
| 営 業 利 益                 | 603,453   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 5,349     |
| 有 価 証 券 利 息             | 613       |
| 受 取 配 当 金               | 1,468     |
| 為 替 差 益                 | 3,080     |
| 助 成 金 収 入               | 2,694     |
| そ の 他                   | 1,234     |
| 14,439                  |           |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 50        |
| 支 払 手 数 料               | 160       |
| そ の 他                   | 18        |
| 229                     |           |
| 経 常 利 益                 | 617,663   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 617,663   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 178,676   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △852      |
| 当 期 純 利 益               | 439,839   |

## 株主資本等変動計算書

( 2022年 2 月 1 日から  
2023年 1 月31日まで )

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |              |              |                         |             |              |          | 株主資本合 計   |
|--------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|-------------------------|-------------|--------------|----------|-----------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |              | 利 益 剰 余 金               |             |              | 自己株式     |           |
|                          |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金<br>特別償却<br>準備金 | 繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |           |
| 当 期 首 残 高                | 235,653 | 222,653   | 40,000       | 262,653      | 275                     | 2,028,084   | 2,028,359    | △192,738 | 2,333,927 |
| 会計方針の変更による累積<br>的 影 響 額  |         |           |              |              |                         | △869        | △869         |          | △869      |
| 会計方針の変更を反映した当<br>期 首 残 高 | 253,653 | 222,653   | 40,000       | 262,653      | 275                     | 2,027,214   | 2,027,489    | △192,738 | 2,333,058 |
| 当 期 変 動 額                |         |           |              |              |                         |             |              |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           |              |              |                         | △93,774     | △93,774      |          | △93,774   |
| 特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩      |         |           |              |              | △275                    | 275         | -            |          | -         |
| 自 己 株 式 の 取 得            |         |           |              |              |                         |             |              | △80,455  | △80,455   |
| 自 己 株 式 の 処 分            |         |           | △12,615      | △12,615      |                         |             |              | 26,362   | 13,747    |
| 当 期 純 利 益                |         |           |              |              |                         | 439,839     | 439,839      |          | 439,839   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)      |         |           |              |              |                         |             |              |          |           |
| 当 期 変 動 額 合 計            | -       | -         | △12,615      | △12,615      | △275                    | 346,339     | 346,064      | △54,093  | 279,355   |
| 当 期 末 残 高                | 235,653 | 222,653   | 27,384       | 250,038      | -                       | 2,373,553   | 2,373,553    | △246,831 | 2,612,413 |

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等     |         |                        | 新株予約<br>権 | 純資産合計     |
|---------------------|---------------------|---------|------------------------|-----------|-----------|
|                     | その他有価証券評<br>価 差 額 金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高           | 10,323              | 924     | 11,247                 | 5,851     | 2,351,026 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                     |         |                        |           | △869      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 10,323              | 924     | 11,247                 | 5,851     | 2,350,157 |
| 当 期 変 動 額           |                     |         |                        |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当         |                     |         |                        |           | △93,774   |
| 特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩 |                     |         |                        |           | -         |
| 自 己 株 式 の 取 得       |                     |         |                        |           | △80,455   |
| 自 己 株 式 の 処 分       |                     |         |                        |           | 13,747    |
| 当 期 純 利 益           |                     |         |                        |           | 439,839   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 13,918              | △3,957  | 9,960                  |           | 9,960     |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 13,918              | △3,957  | 9,960                  | -         | 289,316   |
| 当 期 末 残 高           | 24,242              | △3,033  | 21,208                 | 5,851     | 2,639,473 |

## 独立監査人の監査報告書

2023年3月20日

アセンテック株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山岸 | 聡  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鹿島 | 寿郎 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アセンテック株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月22日

アセンテック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松 田 英 典 (印)

監 査 等 委 員 山 本 勲 (印)

監 査 等 委 員 吉 井 清 (印)

(注) 監査等委員 松田英典、山本勲及び吉井清は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。当社の配当に関する基本方針は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、財務状況、資金需要等を総合的に勘案し、戦略的投資として活用する内部留保とのバランスをとりながら、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。

内部留保資金については、持続的な成長に向けた戦略的な事業投資及び研究開発投資等に活用してまいります。

この方針に基づき、当事業年度の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案しました結果、以下のとおり、第15期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### ・期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7.0円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は92,859,396円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年4月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

新たな経営体制により、経営環境の変化に迅速に対応し、今後の更なる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、定款を一部変更いたしたいと存じます。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を若干名選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、当社では、取締役の指名について公正性及び透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役会は、指名・報酬諮問委員会に諮問したうえで、取締役候補者を決定しております。また、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 佐藤直浩<br>(1958年7月8日) | 1981年4月 日本テキサス・インスツルメンツ(株)入社<br>1988年11月 日本アイ・ピー・エム(株)入社<br>2006年8月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ入社<br>2006年8月 Guest-Tek Interactive Entertainment Ltd. (Canada) 取締役 就任<br>2006年10月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ 取締役社長 就任<br>2009年2月 当社代表取締役社長 就任 (現任)<br>2009年2月 (株)エム・ピー・ホールディングス 代表取締役社長 就任 | 1,513,200株 |
| 2     | 松浦崇<br>(1968年9月19日) | 1991年4月 日本ユニシス(株) (現BIPROGY(株)) 入社<br>2001年7月 シトリックス・システムズ・ジャパン(株) 入社<br>2006年2月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ入社<br>ソリューション本部本部長<br>2009年2月 当社取締役ソリューション本部長 就任<br>2009年10月 (株)エム・ピー・ホールディングス 取締役 就任<br>2013年4月 当社取締役副社長 ソリューション本部長 就任<br>2020年2月 当社取締役副社長 第一技術本部長 就任 (現任)          | 773,800株   |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | ばん ざい こういちろう<br>萬 歳 浩一郎<br>(1974年2月19日) | 1998年4月 メリルリンチ証券(株)東京支店 入社<br>2001年10月 ドイツ証券(株)東京支店 入社<br>2004年3月 メリルリンチ日本証券(株) 入社<br>2007年3月 三菱UFJメリルリンチPB証券(株)へ転籍<br>2007年5月 ドイツ証券(株) 入社<br>2011年1月 (株)システム・ビット 入社<br>2011年3月 当社監査役 就任<br>2011年8月 当社取締役 就任<br>2011年8月 栄進商事(株) 取締役 就任 (現任)<br>2011年11月 (株)システム・ビット 取締役 就任<br>2015年12月 ライフサイエンスコンピューティング(株)代<br>表取締役社長 就任<br>2015年12月 (株)システム・ビット 代表取締役社長 就任<br>2018年1月 (株)アクション・ジャパン 取締役 就任<br>2020年4月 当社社外取締役 就任 (現任)<br>2021年1月 (株)システム・ビット 取締役社長 就任<br>2021年8月 (株)アイサット 代表取締役社長 就任 (現<br>任)<br>2021年12月 (株)システム・ビット 取締役 就任 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>栄進商事(株) 取締役<br>(株)システム・ビット 取締役<br>(株)アイサット 代表取締役社長 | 49,000株        |
| 4         | べん や しょう<br>彭 雅 秀<br>(1972年5月31日)       | 1998年4月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社<br>2004年4月 アイ・ピー・エム・アジア・パシフィッ<br>ク・サービス(株) 出向<br>2006年3月 (株)リクルート 入社<br>2007年8月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社<br>2012年10月 プレゼンス・ジャパン 代表 就任<br>2022年12月 (株)スプレンドエオ 代表取締役 就任 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)スプレンドエオ 代表取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 萬歳浩一郎氏及び彭雅秀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
- (1) 萬歳浩一郎氏は、金融業界での広い見識と経験や、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 彭雅秀氏は、企業で人材開発、HR戦略の立案などに従事したことで、豊富な知見を有し、当該知見を活かして、現在は㈱スプレンドエを起業され、コーチングなどの人材育成サービスや組織改革などのコンサルティング、研修プログラムの立案サービスの提供を行っております。豊富な知見と経験を活かして、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 萬歳浩一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、萬歳浩一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、萬歳浩一郎氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、彭雅秀氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、彭雅秀氏が取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の届け出を行う予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 彭雅秀氏は、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は南雅秀であります。
9. 第15期の取締役であった高谷英一氏は、監査等委員である取締役として、当社の事業成長に寄与していただきたく、次号議案の候補者として推薦しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 山本勲氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

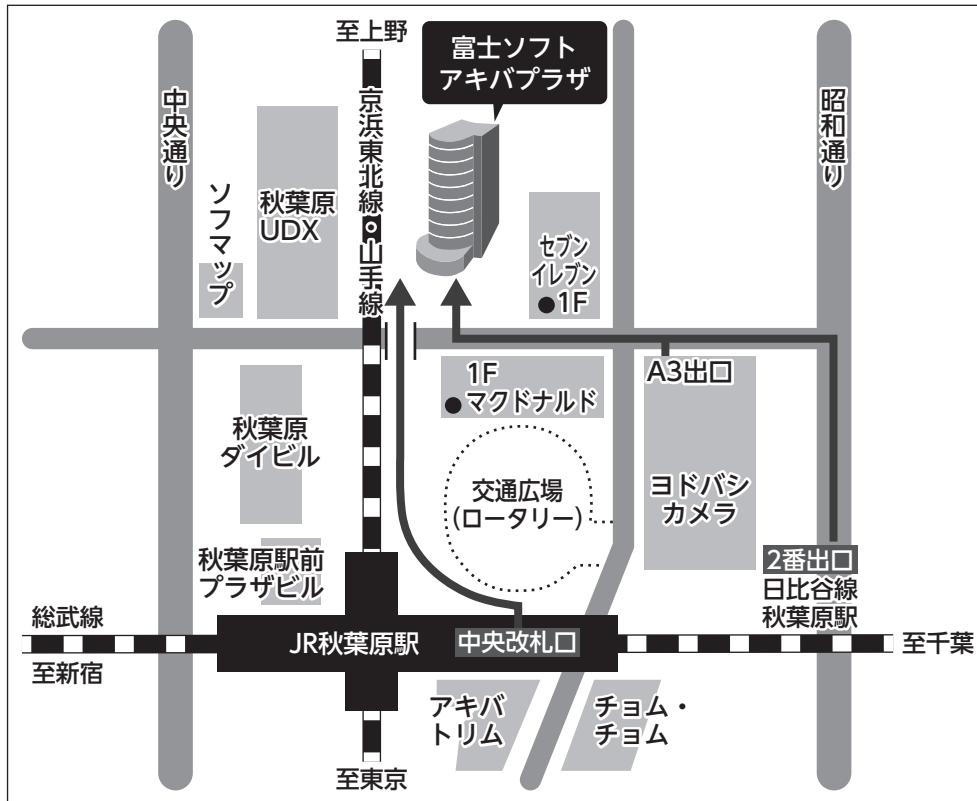
| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| たか や えい いち<br>高 谷 英 一<br>(1948年5月4日) | 1971年4月 住友商事(株) 入社<br>1997年4月 住商データコム(株) 代表取締役社長 就任<br>2001年4月 図研ネットウエイブ(株) 代表取締役社長 就任<br>2008年7月 ニューグラス(株) 代表取締役社長 就任(現任)<br>2009年8月 フォーティネットジャパン(株) 入社<br>2014年6月 (株)クリエイターズ・ヘッド 取締役 就任<br>2017年4月 当社社外取締役 就任(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ニューグラス(株) 代表取締役社長 | 2,800株     |

- (注) 1. 高谷英一氏は、社外取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要  
 高谷英一氏は、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を有し、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 高谷英一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、高谷英一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、高谷英一氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、高谷英一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。高谷英一氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田練堀町3番地  
富士ソフトアキバプラザ7階 EXルーム1  
TEL (050) 3000-2741



- 交通
- ・JR・秋葉原駅中央改札口より徒歩5分
  - ・つくばエクスプレス線・秋葉原駅A3出口より徒歩1分
  - ・東京メトロ日比谷線・秋葉原駅2番出口より徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。